



2022.8.23.

ワイン醸造実務ニュース（Oe-6/2022）

厚生省関連の案件がパブリック・コメント（e-Gov パブリック・コメント）意見募集中です

このパブリック・コメントでは3件がまとめて記載されています。

- ①食品衛生法施行規則の一部を改正する省令案
別表第1に「L-酒石酸カルシウム」が追加されます。
- ②食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件
食品添加物「L-酒石酸カルシウム及びフェロシアン化カリウム」の規格基準と使用基準が定められます。
また、農薬「アンピシリン」、「バシトラシン」など10品目について残留基準値の見直し、設定（本基準値への移行）などが行われます。
- ③食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件
農薬の成分「アブシシン酸」を対象外物質に加える

上記の食品添加物に関しては、先のワイン醸造実務ニュース（Oe-5/2022）に記載した対称添加物の食品衛生法関連の法的整備です。

「アブシシン酸」に関して、現在は肥料法ではアブシシン酸に適合する規格は無く、また農作物等に使用する場合は農薬に該当しますが、現在は登録されていません。アブシシン酸を有効成分とし、ぶどうの着色促進を目的とする新規の農薬登録申請がなされたようです。人の健康を損なうおそれがない物質として設定され（上記パブコメ）、登録申請された方法で使用しても問題ないことが確認できれば、使用基準を定め農薬として登録されることとなります。

募集案件は下記 URL に記載されています。ご意見等あれば各自でここから応募してください。
[食品衛生法施行規則の一部を改正する省令案等（L-酒石酸カルシウム等関係）に関する御意見の募集について | e-Gov パブリック・コメント](#)

以 上

文責 （一社）葡萄酒技術研究会 専務理事 村上安生